

放射線測定設備現況届出書

電原運第 2023 - 21 号
令和 5 年 5 月 29 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 広島県広島市中区小町4番33号

氏名 中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 瀧本 夏彦

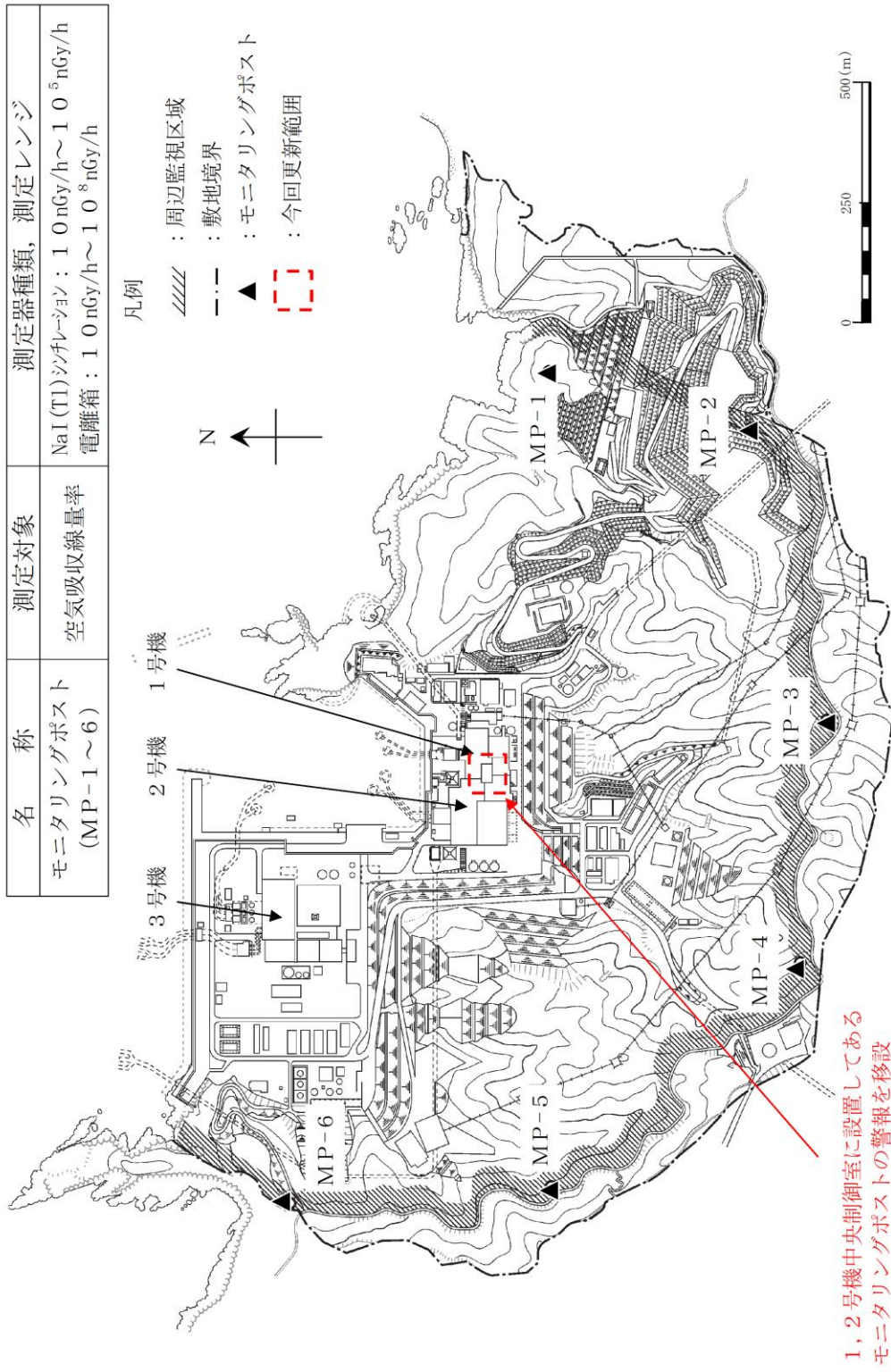
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	6式 〔低レンジモニタリングポスト〕
	設置場所	別紙参照
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

モニタリングポスト配置図



発電所敷地周辺の放射線測定設備配置図

参考資料

今回の届出理由

令和5年5月25日、1,2号機中央制御室に設置してあるモニタリングポストの警報「野外(低レンジ)放射線高」の移設が完了したことに伴う届出となります。